

お客様各位

令和2年6月1日
兵庫みらい農業協同組合

緊急事態宣言の解除による店舗営業体制の変更について

平素はJA兵庫みらいの各事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症に係る本県の緊急事態宣言が5月21日付けで解除された事を受け、JA兵庫みらいでは、引き続き組合員や地域の皆さまの健康と安全を考慮しつつ、下記のとおり店舗営業体制を変更する事といたします。

1. 職員の交代勤務体制を「令和2年6月2日(火)から通常勤務体制」とします。
2. 渉外担当者、LA担当者による訪問活動を再開いたします。
※事前にご了承をいただいた上で、体調管理をおこなった職員が訪問いたします。
3. 支店営業時間は、当面の間、引き続き 9:00～15:00 とします。

ご来店時にはできる限りマスクを着用いただき、ロビーでは他のお客様との間隔をお取りください。またお振り込みや現金の入出金などは、お近くのATMのご利用もご検討いただき、感染予防へのご協力をお願いいたします。

今後の店舗営業体制につきましては、情勢を慎重に見極めながら、通常営業化を順次検討してまいります。皆様にはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上